



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第56号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (10) (給与課) 1

人事委員会規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第10号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則 (昭和46年鳥取県人事委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「追加条」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加条を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(異動等の場合の調整手当)</p> <p>第4条 条例第9条の4第1項の人事委員会規則で定める期間は、同条に規定する異動等 (以下単に「異動等」という。) の日の前日に在勤していた地域 (以下「前日在勤地域」という。) に在勤した期間に相当する期間 (第2条に定める地域からの引き続き異動等により前日在勤地域に異動等した場合で、調整手当の支給割合を同じくする地域又は支給割合が高い地域に異動等していたときは、当該異動等の前の在勤期間を通算した期間に相当する期間) とし、当該期間が<u>2年</u>を超える場合は<u>2年</u>とする。</p>	<p>(異動等の場合の調整手当)</p> <p>第4条 条例第9条の4第1項の人事委員会規則で定める期間は、同条に規定する異動等 (以下単に「異動等」という。) の日の前日に在勤していた地域 (以下「前日在勤地域」という。) に在勤した期間に相当する期間 (第2条に定める地域からの引き続き異動等により前日在勤地域に異動等した場合で、調整手当の支給割合を同じくする地域又は支給割合が高い地域に異動等していたときは、当該異動等の前の在勤期間を通算した期間に相当する期間) とし、当該期間が<u>3年</u>を超える場合は<u>3年</u>とする。</p>

(条例第9条の4の規定による調整手当)

第4条の2 条例第9条の4第1項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた第2条に規定する地域又は公署(以下この条及び次条において「調整手当支給地域等」という。)に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、調整手当支給地域等に引き続き6月を超えて在勤していたとき。

(2) 国家公務員等(条例第9条の4第2項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。)であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等に条例の適用を受ける職員として引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、条例の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)前の国家公務員等として勤務していた期間(常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条において同じ。)を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該調整手当支給地域等に引き続き6月を超えて在勤していたこととなるとき。

(3) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等に条例の適用を受ける職員として引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、適用日前の国家公務員等として勤務していた期間を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、調整手当支給地域等に引き続き6月を超えて在勤していたこととなるとき(前号に該当するときを除く。)

2 条例第9条の4第1項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域

等又は同日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該調整手当支給地域等以外の調整手当支給地域等（同日に在勤していたものを除く。）に係る条例第9条の2第2項各号に掲げる割合のうち最も低い割合

(2) 前項第2号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等に係る条例第9条の2第2項各号に掲げる割合

(3) 前項第3号に掲げる場合 適用日前の国家公務員等として勤務していた期間を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた調整手当支給地域等又は同日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していたこととなる当該調整手当支給地域等以外の調整手当支給地域等（同日に在勤していたものを除く。）に係る条例第9条の2第2項各号に掲げる割合のうち最も低い割合

第5条 略

第6条 条例第9条の4第2項の規定により調整手当を支給される職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、国家公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として条例の適用を受けることとなった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。）を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同条第1項に規定する調整手当の支給要件を具備することとなるものその他これに準ずる職員で人事委員会が別に定めるものとする。

(1)及び(2) 略

2 略

(人事交流等職員の調整手当)

第5条 略

第6条 条例第9条の4第2項の規定により調整手当を支給される職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは前条に掲げる法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）として勤務していた期間（常時勤務に服する者として条例の適用を受けることとなった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。）を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同条第1項に規定する調整手当の支給要件を具備することとなるものその他これに準ずる職員で人事委員会が別に定めるものとする。

(1)及び(2) 略

2 略

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(異動等の場合の調整手当の特例)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第68号）附則第5項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第9条の4第1項の人事委員会規則で定める期間は、改正前の調整手当に関する規則第4条の規定による期間とする。